



よこはま共済

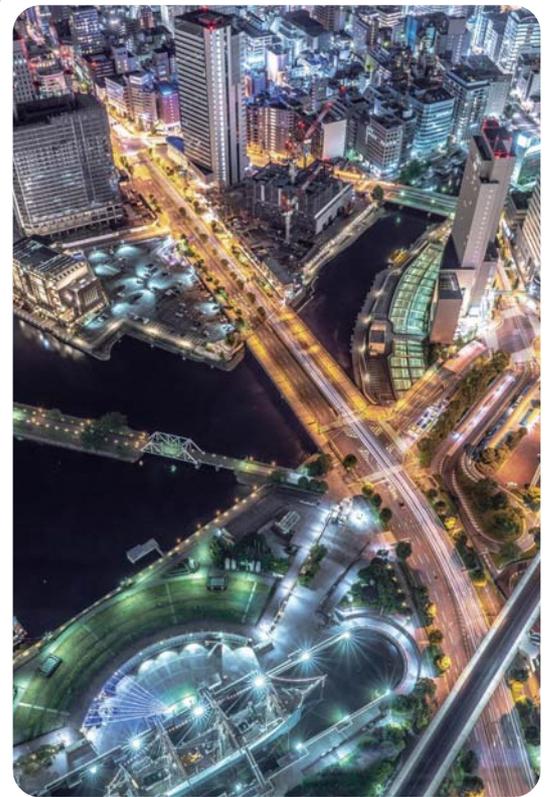
contents

- 3歳未満の子を養育している組合員の方へ 2
- 高齢者の医療費年間限度額について 3
- 入学貸付をご利用ください 3

- インフルエンザに負けない体 4
- 共済の窓（がん検診を受けましょう） 4
- 生活の知恵袋 4



鶴見区 鶴見の田祭り



西区 横浜のシンボル日本丸と夜景
(西区フォトコンテスト受賞作品)



神奈川区
504 高層ビルと舟

(写真提供：PHOTOHITO)



ホームページは、
スマートフォンでも
見ることが出来ます



横浜市職員共済組合

3歳未満の子を養育している 組合員の方へ！



「養育特例」の
申請をしていますか？

給与が下がった分、
将来の年金も少なくなったら困るわ…

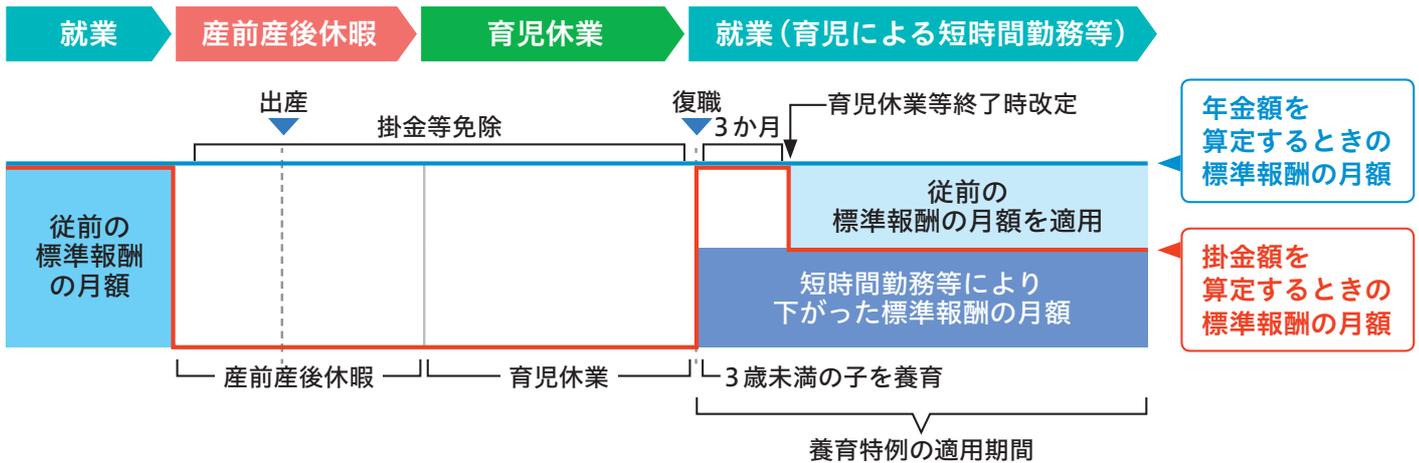


大丈夫！

1 将来の年金額が低くなることを防ぐための制度です

3歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が下がったとき、組合員の申し出により、養育期間前の高い標準報酬月額を基に将来の年金額を計算します。

養育特例のイメージ



2 養育特例を受けることが出来る期間をご確認ください

養育特例を受けることが出来る期間は、3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月までの期間です。

*養育特例の適用を受けるとき、又は養育特例の適用が終了したときには、所属の共済組合事務担当者を経由して当組合へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」をご提出ください。



詳細については、横浜市職員共済組合 HP ➡ お知らせ (お知らせ一覧) ➡ 年金 ➡ 2015 過去の共済時報 (2015 年度) ➡ “[共済時報 No.401] 新制度「養育特例」が始まりました”をご確認ください。

高齢者の医療費年間限度額について

70歳以上の方の外来の限度額（個人単位）に年間の上限額（外来年間合算）が出来ました

毎年8月1日から翌年の7月31日までを1年間として、70歳以上で所得区分が「一般」の方が、その間に医療機関等の窓口で支払った外来の一部負担金から、保険者が給付した高額療養費や附加金を差し引いた後に残る額の合計が年間の上限額144,000円を超える場合、その超えた額が当組合から払い戻されます。

● 外来の年間上限額の制定に伴う給付の計算方法

$$\text{1年間(※)の外来の一部負担金の合計} - \text{高額療養費・附加金等の合計} = \text{① 残った一部負担金の額} > \text{② 年間上限額 144,000円}$$

※今回の対象期間は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間です。

* 70歳以上で所得区分が「一般」の方、お一人ごとに計算します。

* 「①残った一部負担金の額」から「②年間上限額144,000円」を引いた残りの額が当組合から支給されます。「①残った一部負担金の額」が「②年間上限額144,000円」以下の場合、払い戻しはありません。

* 年間上限額を超えた分の払い戻しの申請方法・支給方法等については、詳細が決まり次第共済時報等でお知らせします。

医療給付係 TEL 671-3402

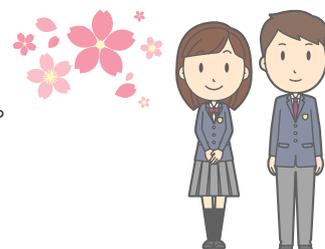
入学貸付をご利用ください!

年利
1.26%

便利 低利
給与天引き

1 合格後の入学手続きに必要な支払いに充てられます

- ・ 高等学校、大学、短期大学、専門学校などの入学金や教科書代、制服代等が対象です。
- ・ 入学者1人につき給料月額6か月分相当額（200万円が限度）まで申込めます。



2 合格通知書が必要です。申込みはお早めに

- ・ 申込みから振込みまで1か月程度かかります。
- ・ 申込書は所属の共済組合事務担当者に提出してください。

* 別途区局の締切が設定されている場合がありますので、所属の共済組合事務担当者にご確認ください。

* 入学金等支払日の属する月から3か月以内が貸付金振込期限となります。そのため2月に入学金を支払った場合は、4/22以降の申込みはできません。

例 平成31年2月に入学金を支払った場合*

共済組合申込締切		貸付金振込日	
2/5	(火)	3/5	(火)
2/20	(水)	3/22	(金)
3/5	(火)	4/5	(金)
3/20	(水)	4/22	(月)
4/5	(金)	4/26(予定)	(金)
4/22	(月)	5/20(予定)	(月)

申込みに必要な書類は、

YCANトップページ → 区局 Web → 総務局 → 共済組合 → 申請書一覧

→ 「普通貸付・特別貸付提出書類調書」でご確認ください。（横浜市職員共済組合 HP から取得可能です。）

* 貸付日程等については『職員共済ガイド』、横浜市職員共済組合 HP で記載しております。

◆ 新年度の授業料には修学貸付をご利用ください

来年度の修学貸付は、2月から受付開始になります。詳しくは共済時報等でまたお知らせします。

福祉事業係 TEL 671-3371

インフルエンザに負けない体

●かかりにくい体づくり

抵抗力を高める生活習慣とは、バランスの取れた食生活と適度な運動、そして睡眠と休養をしっかり取ることです。



●うつらない工夫

なるべく人混みを避け、外出時はマスクを着用します。手洗いとうがいは丁寧にしっかり。部屋には温湿度計を置いて最適な環境をキープしましょう。



●うつさないエチケット

せきやくしゃみが出る際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の方から顔を背けて。感染したらマスクの着用は必須です。



受けて安心予防接種

予防接種は、重症化を防ぐ効果があることも分かっています。子どもや高齢者、慢性疾患がある人、また、同居する家族も、流行前の予防接種が安心です。



がん検診を受けましょう！

日本における死亡原因の第1位は「がん」です

「がんによる死亡者数」は年間37万人を超え、**死亡原因の第1位**となっています。

統計データに基づく確率では、**生涯で2人に1人ががん**に罹患するという数字が公表されています。

*現職職員の死亡原因も「がん」が最も多くなっています

(厚生労働省 2016 年人口動態統計・国立がん研究センター 2013 年データ)

◆当組合では自己負担なし(無料)でがん検診が受けられます

実施機関・検査項目等、詳しくは横浜市職員共済組合HPでご案内しています。
今年度の受診は平成31年3月末日までです。



◆総務局・水道局・交通局では職員向け研修「(仮)知って考えよう～がん治療と仕事の両立に向けて～」の開催を予定(1月9日予定)しています。詳細はYCAN等でお知らせします。

福祉事業係 TEL 671-3400



冬の味覚 小松菜

通年出荷されますが、旬は冬。料理ではほうれんそうと同じように使えて、よりあくが少ないことから扱いやすく、カルシウムや鉄は小松菜の方がほうれんそうより多いことも注目です。

横浜市は、平成15年産、16年産の小松菜の収穫量が全国で1位になりました(環境創造局HPより)。

